

国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第八十二条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十一年十二月十八日

国家公安委員会委員長 中井 治

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第5章第8節中9を10とし、8を9とし、7を8とし、同節6(1)中「付表5(7)」を「付表5(8)」に改め、同節中6を7とし、同節5(4)中「付表5(6)」を「付表5(7)」に改め、同節中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 高齢運転者等専用場所等での駐車、停車

(1) 駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表3(1)52の2、53の2）により標章車に

限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表5(6)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

(2) 標識（付表3(1)20の下に付表3(1)73の4があるもの）により標章車に限り駐車が認められている時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間）では、専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車できます。

(3) 専用場所駐車標章は、普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次に当たるものに限り、公安委員会に申請して、交付を受けることができます。

ア 70歳以上の高齢運転者

イ 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者

ウ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者

エ 妊娠中又は出産後8週間以内の運転者


(4) 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間で駐車や停車をするときは、駐車や

停車をしている間、専用場所駐車標章を普通自動車の前面の見やすい場所（フロントガラスのある普通自動車では、その内側）に掲示しなければなりません。

- (5) 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間では、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けていない者は、駐車や停車をしてはいけません。

第9章2(10)中「付表5(8)」を「付表5(9)」に改める。

付表3(1)イ軌道敷内通行可の項の次に次のように加える。

<p>高齢運転者等標章自動車 駐車可</p> 	<p>52の2</p>	<p>標章車の駐車ができること（この標識の下に補助標識73の4がある。）</p>	<p>文字と縁は白 地は青</p>
---	-------------	--	-----------------------

付表 3 (1)イ 駐車可の項中


「
文字と縁は白
地は青
」

を

「
同 上
」


に改め、同項の次に次のよ

うに加える。

<p>高齢運転者等標章自動車 駐車可</p> 	<p>53の 2</p>	<p>標章車の停車ができること（この標識の下に補 助標識73の 4 がある。）</p>	<p>同 上</p>
---	--------------	---	------------


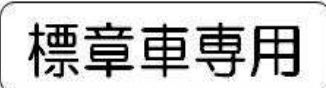
付表 3 (1)ウ色の欄中「 1 地は白」の次に「 (車の種類を表示する補助標識 (73の 4)の地は淡い黄) 」を加える。

付表 3 (1)ウ中

車の種類  積 3 t	73の 3	同 上
--	-------	-----

を

」

<p>車の種類</p> 	73の3	同 上
<p>車の種類</p> 	73の4	同 上


に改める。

付表4に次のように加える。

標 章 車	高齢運転者等標章自動車
-------	-------------

付表5中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 専用場所駐車標章

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">専用場所駐車標章</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">登録(車両)番号</td><td style="width: 80%;"></td></tr></table> <p style="text-align: center;">第1号 道路交通法第45条の2第1項 第2号に該当 第3号</p> <div style="text-align: center;"><p>公安委員会 印</p></div> <p style="font-size: small;">標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</p>	登録(車両)番号		<p>文字は黒、地は白、記号は銀</p>
登録(車両)番号			

(交通安全教育指針の1部改正)

第11条 交通安全教育指針の1部を次のように改正する。

第2章第6節2(6)イ中「高齢運転者標識等」を「高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等」に改める。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行の日（平成二十一年四月十九日）から施行する。